

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成26年2月24日
【会社名】	株式会社ヤマックス
【英訳名】	YAMAX Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 茂森 潔
【本店の所在の場所】	熊本県熊本市中央区水前寺3丁目9番5号
【電話番号】	096(381)5871
【事務連絡者氏名】	管理本部長 長岡 純生
【最寄りの連絡場所】	熊本県熊本市中央区水前寺3丁目9番5号
【電話番号】	096(381)5871
【事務連絡者氏名】	管理本部長 長岡 純生
【縦覧に供する場所】	株式会社ヤマックス 東京支店 (東京都中央区新川1丁目24番1号) 株式会社ヤマックス 福岡支店 (福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目18番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) (注)上記の福岡支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

当社は、平成26年2月20日開催の取締役会において、平成26年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社の完全子会社である株式会社ミナト建材（以下「ミナト建材」といいます。）を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ミナト建材
本店の所在地	東京都中央区新川1丁目24番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 茂森 潔
資本金の額	370百万円（平成25年3月31日現在）
純資産の額	253百万円（平成25年3月31日現在）（注）
総資産の額	173百万円（平成25年3月31日現在）
事業の内容	建築用コンクリート製品の製造・販売

（注）吸収合併消滅会社であるミナト建材は、平成25年3月31日現在では債務超過となっておりますが、現時点におきましては債務超過は解消されております。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（百万円）	1,676	1,080	937
営業損失（百万円）	98	368	84
経常損失（百万円）	116	377	123
当期純利益又は当期純損失（ ）（百万円）	262	378	196

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
株式会社ヤマックス	100％

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社はミナト建材の発行済株式の100%を所有しております。
人的関係	当社の取締役2名がミナト建材の取締役・監査役をそれぞれ兼任しております。
取引関係	当社とミナト建材との間でコンクリート製品等の売買取引を行っております。

(2) 当該吸収合併の目的

ミナト建材の事業を当社が一体的に運営することによる経営の効率化と間接業務の合理化を目的として、同社を吸収合併するものであります。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容及びその他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、ミナト建材は解散いたします。

なお、当社においては会社法第796条第3項（簡易合併）により、また、ミナト建材においては同法第784条第1項（略式合併）により、株主総会の承認を得ずに合併を行う予定であります。

吸収合併に係る割当ての内容

当社は、ミナト建材の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際しては株式の発行及びその他の金銭等の交付は行いません。

その他の吸収合併契約の内容

当社及びミナト建材が平成26年2月20日に締結した合併契約の内容は、後記の「合併契約書」のとおりでありませ

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ヤマックス
本店の所在地	熊本県熊本市中央区水前寺3丁目9番5号
代表者の氏名	代表取締役社長 茂森 潔
資本金の額	1,752百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	土木用コンクリート製品及び建築用コンクリート製品の製造・販売、注文住宅の販売・施工及びリフォーム

以 上

合併契約書

株式会社ヤマックス（本店所在地：熊本県熊本市中央区水前寺3丁目9番5号、以下「甲」という。）と株式会社ミナト建材（本店所在地：東京都中央区新川1丁目24番1号、以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。

第2条（合併に際して交付する金銭等）

甲は本合併に際して、乙の株主に対し一切の対価の交付を行わないものとする。

第3条（甲の増加すべき資本金及び準備金の額）

本合併に際し甲の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

第4条（株主総会の承認）

本合併は、甲においては会社法第796条第3項に定める簡易合併の手続きにより、乙においては同法第784条第1項に定める略式合併の手続きにより、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第5条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

第6条（財産及び権利義務の引継ぎ）

乙は、平成26年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とした一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はそれを承継する。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第8条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日をもって、乙の従業員については甲の従業員として引き継ぐものとする。なお、詳細については甲乙協議の上決定するものとする。

第9条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたとき、もしくは重大な瑕疵が発見されたときは、甲乙協議の上合併条件を変更するか、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に基づいて、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

平成26年2月20日

（甲）熊本県熊本市中央区水前寺3丁目9番5号
株式会社 ヤマックス
代表取締役社長 茂森 潔 印

（乙）東京都中央区新川1丁目24番1号
株式会社 ミナト建材
代表取締役社長 茂森 潔 印